

居宅介護支援事業所ホームナース中国

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

法人名	株式会社 ホームナース中国
代表者名	代表取締役 小嶋 啓子
所在地・連絡先	(所在地) 広島市東区光町二丁目 14 番 20 号 KTK 光町 201 号 (電話) 082-567-2151 (FAX) 082-567-2152

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所ホームナース中国
所在地・連絡先	(所在地) 広島市東区光町二丁目 14 番 20 号 KTK 光町 201 号 (電話) 082-567-2151 (FAX) 082-567-2152
事業所番号	広島県 第 3 4 7 0 1 0 2 1 9 9 号
管理者の氏名	高辺 幸代

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の 人数 (人)	職務の内容等
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
主任介護支援専門員	1 人	1 人	人	1 人	給付管理を含むケアマネジメント業務
事務職員等	1 人	人	1 人	0.2 人	必要な事務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	広島市全域・安芸郡府中町
------------	--------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業時間・営業時間等

営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時まで。

3 事業所の特色等

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 運営方針

- ① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が要介護状態になった場合においても利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- ⑤ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとします。
- ⑥ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
また、事業者はその管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保します。
- ⑦ 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。
前7項のほか、厚生労働大臣が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」に定める内容を遵守し、事業を実施します。
- ⑧ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示します。

4 サービス内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者及びその家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者及びその家族、指定居宅サービス等の担当者とサービス担当者会議を開催し、担当者から専門的見地からの意見を求めます。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又はその家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

①少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。

②他のサービス事業者との連携によるモニタリング

(i) テレビ電話装置等を活用して面談を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ii) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

○利用者の心身の状態が安定していること。

○利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(家族のサポートがある場合も含む)

○介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

(iii) 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月1回）は利用者の居宅を訪問すること。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合等は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

(8) 医療との連携について

○事業者は、入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者自身で担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください（お渡しした名刺をご提示ください）。

○介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

○介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療主治サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

(9) 公正中立なケアマネジメントの確保

○指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり利用者は複数の居宅サー

ビス事業者等を紹介するよう求めることができます。

○利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

○ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所が前6ヶ月に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別紙にて説明します。

○前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

○前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。

※別紙参照。

(10) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

○利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入します。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる物の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、及び多点杖を対象とします。

○福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行います。

ア) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととします。

イ) 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととします。

ウ) 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとします。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとします。

5 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

居宅介護支援費（Ⅰ） 【地域単価 10.70 円/単価】

区分	取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
i	介護支援専門員 1 人当たりの利用者 45 件未満	11,620 円/月 (1,086 単位)	15097 円/月 (1,411 単位)
ii	介護支援専門員 1 人当たりの利用者 45 件以上 60 件未満	5,820 円/月 (544 単位)	7,532 円/月 (704 単位)
iii	介護支援専門員 1 人当たりの利用者 60 件以上	3,488 円/月 (326 単位)	4,515 円/月 (422 単位)

介護保険法及び厚生労働省が定める介護報酬に基づき算定要件を満たす場合は、以下の加算が算定されます。

加 算	単 位	算 定 要 件
初回加算	300 単位	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,675 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,140 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）	カンファレンス参加無し 450 単位	
退院・退所加算（Ⅱ）	カンファレンス参加有り 600 単位	
退院・退所加算（Ⅲ）	750 単位	
ターミナルケアマネジメント加算 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う	400 単位	
通院時情報連携加算	50 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加	200 単位	

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合において、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、一連のケアマネジメント業務や給付管理のための準備等を行い、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行うこととします。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。なお、自動車等を使用した場合は、路程 1 kmあたり 20 円を実費として徴収します。

6 サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

(1) 苦情の受付

苦情受付窓口	高辺 幸代 (管理者) <<連絡先>>082-567-2151
受付時間	毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各区の福祉課高齢介護係	中区	082-504-2478	安佐南区	082-831-4943
	東区	082-568-7732	安佐北区	082-819-0621
	南区	082-250-4138	佐伯区	082-943-9730
	西区	082-294-6585	安芸郡府中町	082-286-3235
	安芸区	082-821-2823		
国保連合会介護保険課	広島市中区東白島町19番49号 TEL 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付：午前9時から正午、午後1時から午後5時まで (土日祝祭日を除く)			

7 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密及び個人情報等について、守秘義務を厳守し個人情報を適切に取扱い、関連機関等と連携を図るなど正当な理由がある場合以外には開示いたしません。
- (2) 事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることがないように、管理を徹底いたします。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議におきまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができますこととします。

8 事故発生時の対応等

事業所が、利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して提供しました指定居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	1億円

9 虐待防止のための措置

1 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成させるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

虐待防止に関する担当者	高辺 幸代 (管理者)
-------------	-------------

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的を実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	高辺 幸代 (管理者)
--------------	-------------

12 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 ハラスメント行為の禁止

契約上の地位や介護現場での優位性などを背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える等のハラスメント行為により、健全な身体関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

14 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

15 緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住所	〒
	電話番号 (携帯番号)	() —

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	〒
	電話番号	() —

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 広島市東区光町二丁目14番20号 KTK 光町201号
 電話番号 082-567-2151
 法人名 株式会社ホームナース中国
 代表者名 小嶋 啓子
 事業所名 居宅介護支援事業所ホームナース中国
 説明者名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印